

衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月21日（金）、第12回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）慶應義塾大学名誉教授

弁護士

安富潔君

東洋英和女学院大学名誉教授

滝澤三郎君

一橋大学大学院社会学研究科准教授

ロンドン大学難民法イニシアチブ リサーチ・アフィリエイト

橋本直子君

元東京出入国在留管理局長

福山宏君

（質疑者）藤原崇君（自民）、大口善徳君（公明）、寺田学君（立憲）、沢田良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

・齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）米山隆一君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、寺田学君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

藤原崇君（自民）

- （1） 海外と比較した日本の難民認定率についての安富参考人の認識
- （2） 3年以上の実刑に処せられた者を送還停止効の例外とすることについての安富参考人の評価
- （3） 橋本参考人が3回目以降の難民認定申請者に対して適用すべきであると提案している簡易迅速な手続の詳細
- （4） 3回目以降の難民認定申請者について行政訴訟手続の中で送還の執行を停止することと送還停止効を残していくこととの違いについての橋本参考人の見解
- （5） 出入国在留管理庁と国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協力関係の在り方についての滝澤参考人の見解

大口善徳君（公明）

- （1） 日本の難民認定基準が外国と比べて厳格であるとの指摘に対する安富参考人及び橋本参考人の認識
- （2） 「難民該当性判断の手引」に対する安富参考人、滝澤参考人及び橋本参考人の評価
- （3） 本法案における出国命令制度の対象者の拡大や監理措置制度の創設など被收容者を減少させるための取組についての福山参考人の評価

寺田学君（立憲）

- （1） 難民認定手続における第三者機関の設置の必要性についての橋本参考人の見解
- （2） 難民認定手続において第三者機関が果たす役割に関する国際動向についての橋本参考人の認識
- （3） 国際協力事業の推進のために雇用した現地職員の退避及び第三国定住での難民の受入れについての橋本参考人の認識
- （4） 本法案に対する橋本参考人の賛否

沢田良君（維新）

- (1) 難民審査参与員制度の改善点についての安富参考人及び橋本参考人の見解
- (2) 入管行政の現場に関する情報公開の在り方についての福山参考人の見解
- (3) 入管行政が拡大する中における職員研修の取組状況についての福山参考人の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 出入国在留管理において現在の我が国は良い社会か否かについての各参考人の見解
- (2) 今回の法改正は難民認定申請を悪用する者に対応することが目的であるとの認識についての各参考人の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 難民審査参与員として安富参考人及び橋本参考人が審査を行った月間及び年間の件数
- (2) 難民審査参与員の3人からなる班構成の決定主体及び変更の有無についての安富参考人及び橋本参考人の認識
- (3) 出入国在留管理庁における難民審査の段階で難民該当性の判断を誤らないようにするための方策についての安富参考人、滝澤参考人及び橋本参考人の見解
- (4) 入管当局が被收容者の救急搬送に消極的であることについての福山参考人の見解

(政府に対する質疑)

米山隆一君（立憲）

- (1) 退去強制事由
 - ア 労働組合に加入したにすぎない者やその家族等も暴力主義的破壊活動者等として退去強制の対象となると解釈され得る入管法第24条第4号ワ（3）の規定についての法務大臣の見解
 - イ ビラ配りをしたにすぎない者も上記アと同様の退去強制の対象となると解釈され得る入管法第24条第4号カの規定についての法務大臣の見解
 - ウ 上記アやイのような者も送還停止効の例外となると解釈できる条文は難民条約に反するとの指摘に対する法務大臣の見解
- (2) 送還停止効の例外
 - ア 送還停止効の例外となる旨及び送還時期等についての伝達方法
 - イ 送還停止効の例外となる旨を伝達する手続を法律又は規則等で定める必要性
 - ウ 難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料の提出機会を確保できるよう申請期間を設けるとともにその期間は送還を停止する必要性
 - エ 「相当の理由がある資料」の提出の有無の判断基準、判断権者及び判断期限

山田勝彦君（立憲）

- (1) 難民認定の在り方に関する検証
 - ア 難民認定制度に関して指摘されている問題点等を検証する必要性についての法務大臣の認識
 - イ これまでの我が国の難民認定行政全般について検証を行う必要性
 - ウ 国が敗訴した事例の検証を行う必要性に対する法務大臣の認識
- (2) 難民認定申請者に対する国選弁護

- ア 国選弁護人制度の導入には国民の理解が得られないと法務大臣が考える根拠
- イ 難民認定申請者全員が退去強制令書を受けているか否かの確認
- ウ 退去強制令書を受けていない1回目の難民認定申請者に対しては公費で弁護士費用を負担する必要性
- (3) トルコ国籍のクルド人に対する難民審査
 - ア 我が国が事実上一人も難民認定をしていない理由
 - イ 難民認定せずにトルコへ送還することは難民条約違反であるとの指摘に対する法務大臣の見解
- (4) 本法案が成立した場合には入管収容施設において被收容者の人権を侵害する違法な制圧が無くなるか否かの確認
- (5) 難民審査参与員
 - ア 難民審査参与員に対する難民認定実務に関する専門的な研修の有無
 - イ 難民調査官が提供する資料に基づいて行われる難民審査参与員の判断に独立性が確保されているか否かについての出入国在留管理庁の見解
- (6) 前科のない難民認定申請中の送還忌避者も送還停止効の例外とする理由

寺田学君（立憲）

- (1) 難民審査参与員
 - ア 難民認定の専門家を充てるとともに認定に関する権限を付与する必要性
 - イ 難民認定の専門的な経験と知識を有する専従職員が難民審査参与員の中核を占めるような仕組みに変えていく必要性
- (2) 迫害のおそれがないとは言えない難民認定申請者の難民該当性を判断する方法

阿部弘樹君（維新）

- (1) 入管収容施設における医療体制
 - ア 確保できている常勤医師の数
 - イ 名古屋出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局横浜支局における常勤医師の確保状況
 - ウ 夜間及び休日対応の状況
 - エ 外部機関との医療に関する連絡会議等の開催の有無
 - オ 連絡会議等の場に精神科医を参加させることの有用性についての出入国在留管理庁の見解
 - カ 医療スタッフに対する精神医療に関する研修の有無
 - キ 入管収容施設の職員への医療に関する研修の有無
 - ク 民間の往診サービスやオンライン診療の活用についての出入国在留管理庁の見解
 - ケ 入管収容施設における医療体制の強化の重要性についての法務大臣の見解
- (2) 本法案による改正後の仮放免制度
 - ア 仮放免を認める基準
 - イ 健康上の理由による仮放免の具体例
- (3) 本法案に盛り込まれた自発的な帰国を促すための措置の内容
- (4) 16歳未満の者の特別永住者証明書等の有効期間の見直しの内容

鈴木義弘君（国民）

- (1) 本法案において收容の要否についての司法審査の仕組みを導入しなかった理由
- (2) 本法案において收容期間に上限を設けなかった理由及び收容期間の上限を設けている国における上限を経過した場合の運用

- (3) 送還妨害行為を行った場合の現行法下における対応及び法改正後における送還実現の可否
- (4) 送還を拒否する自国民の受入れに協力しない国に対する諸外国及び我が国の対応
- (5) 送還忌避者のうち実刑判決を受け刑務所に収容されている者についての国籍国への受刑者移送の可否
- (6) 仮放免の期間が10年以上に及ぶ外国人の在留資格、就労状況及び生計維持手段
- (7) 本法案による仮放免の長期化抑制の効果

本村伸子君（共産）

- (1) 国連人権理事会の特別報告者及び恣意的拘禁作業部会による公開書簡
 - ア 当該書簡が法務大臣に届いているか否かの確認
 - イ 当該書簡の指摘を重く受け止め真摯かつ誠実に対応すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 東日本入国管理センター被収容者に対する制圧行為についての国家賠償請求訴訟
 - ア 制圧行為の一部が違法と認定されたことについての法務大臣の見解
 - イ 暴力的な行為を行った職員に対する厳正な対応の必要性についての法務大臣の見解
 - ウ 出入国在留管理庁の全職員に対する国際人権基準の研修の実施及び本件事案を検証し再発防止策を講じることの必要性
- (3) 送還停止効の例外
 - ア 難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料の有無の判断権者
 - イ 上記アの判断に当たり第三者である有識者等の意見を尊重する仕組みを設けるべきとの意見に対する法務大臣の見解
 - ウ 上記アの判断を出入国在留管理庁だけで行う場合に判断を誤る可能性
- (4) 難民審査参与員の班構成が出入国在留管理庁により恣意的に決定されない仕組みにする必要性
- (5) 監理措置制度
 - ア 監理人の非営利性に関する条件の有無
 - イ 監理人による被監理者に対する性的搾取等の暴力を事前に防止する仕組みの有無